

平成26年度

包括外部監査結果報告書（概要）

- 子育てに関する事業 -

神戸市包括外部監査人
公認会計士 佐伯 剛

目次

第1章 包括外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 特定の事件の選定理由	1
4. 監査の方法	1
(1) 監査の要点	1
(2) 実施した主な監査手続	2
5. 監査対象機関・部署	3
6. 監査の対象期間	3
7. 監査の実施期間	3
8. 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格	3
9. 利害関係の有無	3
第2章 監査の結果及び意見	4
1. 意見	4
第3章 総合意見	28
1. 監査の視点	28
(1) 行政マネジメント	28
(2) 3Eの評価	28
(3) 検討した課題	29
2. 総合意見	32
(1) 選択と集中	32
(2) 切れ目のない専門サービスと評価	35
(3) 行政の役割とその補完	38
(4) 情報共有と区役所の役割	39

本報告書における数値の表示については、原則として切捨てになっている。

したがって、端数処理の関係上、合計数値とその内訳が一致しない場合がある。

第1章 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

子育てに関する事業

3. 特定の事件の選定理由

近年、晩婚化や共働き家庭の増加を要因とする少子化が進んでおり、人口減少社会に伴う生産年齢人口の減少は避けられない状況である。このような社会経済環境の変容を見据え、政府は成長戦略として「女性の活躍」を促進しており、将来の担い手を育成し社会全体の活力を高める上で子育て支援事業は非常に重要な位置づけにある。神戸市においても、生産年齢人口の誘導と定着化を図り、持続可能な都市経営基盤の確立の観点から、子育て支援の充実・強化を重点取組項目として掲げ、重点的な予算配分が行われており、市民の関心が最も高い事業の一つであると考えられる。

また、子育て支援事業に関しては、公民の協働可能性が高い分野であることから、経済性(Economy)・効率性(Efficiency)・有効性(Effectiveness)のいわゆる3E、及びVFM(Value For Money)の観点からの検証を行うことが有用である。

これらの点を踏まえ、子育て支援事業に関する事務の執行について特定の事件として選定した。

4. 監査の方法

(1) 監査の要点

子育て支援事業に係る歳入額は関係法令、規則及び諸規程に準拠して処理されているか。

子育て支援事業に係る歳出額は関係法令、規則及び諸規程に準拠して処理されているか。

子育て支援事業に係る財産の管理運営は適切に行われているか。

子育て支援事業は、計画性をもって経済的、効率的、かつ、有効に実施されているか。

また、事後評価とそれに基づく改善活動は、適切に行われているか。

(2) 実施した主な監査手続

子育て支援事業に係る各種会計情報の比較分析、関係者への事情聴取、現地視察、関係書類・帳票類等の閲覧・突合等を実施し、その実態を調査・検討した。

子育て支援事業に係る債権のうち、主たる保育料、幼稚園使用料、及びその他金額的に重要な債権について、資料を閲覧し、担当者への質問を実施した。

こども家庭局及び教育委員会に係る補助金について、任意で抽出を行い、それぞれについて以下の手続を実施した。

- ・ 補助金の内容に関する質問
- ・ 各種書類の決裁状況等の確認
- ・ 交付申請書の確認
- ・ 精算報告書の確認
- ・ 補助金交付の合理性の検討

施設管理について、日常修繕等の管理業務・大規模修繕・耐震工事・老朽化対応工事等実施手順・中長期的な管理について、質問及び関連書類の確認を実施した。

人件費について、人員構成分析、年齢構成分析、市民のコスト比較等各種分析を実施した。

区役所における子育て支援事業に係る業務について、長田区役所及び東灘区役所に往査し、保健福祉部こども家庭支援課担当者への質問を実施した。

以下の施設につき視察を実施した。

- ・ 神戸市立小学校（15校）
（御影小学校、渦が森小学校[東灘区]、鶴甲小学校、成徳小学校[灘区]、こうべ小学校、港島小学校[中央区]、荒田小学校、平野小学校[兵庫区]、室内小学校、駒ヶ林小学校[長田区]、白川小学校、多井畑小学校、竜が台小学校[須磨区]、榎野台小学校、美賀多台小学校[西区]）
- ・ 神戸市立幼稚園（3園、休園1園、廃園2園）
（神戸幼稚園[中央区]、兵庫くすのき幼稚園[兵庫区]、玉津第二幼稚園[西区]、多井畑幼稚園（休園）[須磨区]、旧西野幼稚園（廃園）[長田区]、旧玉津第三幼稚園（廃園）[西区]）
- ・ 神戸市立保育所（3か所）
（本山保育所、御影保育所[東灘区]、高倉台保育所[須磨区]）

- ・ 神戸市立児童館（4か所）
（住之江児童館[東灘区]、湊川児童館[兵庫区]、志里池児童館[長田区]、たかとり児童館[須磨区]）
- ・ 神戸市総合児童センター（こべっこランド）

5. 監査対象機関・部署

子育て支援事業に関連する事務の執行を所管する部局（こども家庭局、保健福祉局、教育委員会）及び各区役所（保健福祉部こども家庭支援課）

6. 監査の対象期間

自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日

但し、必要に応じて他の年度を含む。

7. 監査の実施期間

自 平成26年4月1日 至 平成27年1月20日

8. 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格

包 括 外 部 監 査 人	公 認 会 計 士	佐 伯	剛
包 括 外 部 監 査 人 補 助 者	公 認 会 計 士	西 野	裕 久
	公 認 会 計 士	大 橋	武 敏
	公 認 会 計 士	山 田	岳
	公 認 会 計 士	加 治	孝 幸
	公 認 会 計 士	藤 川	千 代
	公 認 会 計 士	福 田	敏 信
	公 認 会 計 士	水 口	和 久
	公 認 会 計 士	大 塩	達 矢
	会 計 士 試 験 合 格 者	安 田	千 秋

9. 利害関係の有無

包括外部監査の対象とした事件につき、神戸市と包括外部監査人及び補助者との間には地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2章 監査の結果及び意見

1. 意見

意見 番号	項目	内容	本文 頁
報告書本文 第3章 監査の結果及び意見			
1	公立保育所のあり方の検討状況 保育所の整備について	神戸市では、待機児童の解消に向けて、私立保育所を平成27年度から平成29年度の間に6園整備することで子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）の潜在ニーズを含む将来需要に対応する予定であり、平成27年度には3園を整備支援予定である。 残りの3園については、保育所の増改築や認定こども園への移行により定員が満たされる場合等を勘案して、その都度整備が必要かどうかを検討して進めるとのことである。 将来的には、少子化の傾向にあることから平成29年度に待機児童が解消された後は、需給バランスが変化することが想定される。また、保育所の整備に関連することとして、公立保育所は築30年以上の施設が8割以上（築40年以上の施設が約3割）を占める等老朽化が進んでおり、建替の可否についても検討が必要な状況になることが想定される。 神戸市における公立保育所の役割としては、以下が想定される。 ・ 既存の私立保育所の安定的運営を図るための弾力的な需給調整機能 ・ 需要数から私立保育所での運営が困難な地域での保育の提供 ・ 虐待事例の見守り等特別に配慮を要する家庭・児童等へのセーフティーネット ・ 保育プログラム・安全面・衛生面等の標準モデル 神戸市においては、これら公立保育所が果たすべき役割を明確にした上で、維持・配置すべき保育所数や児童定員数を想定し、施設の老朽化による建替等を勘案して、保育ニーズの減少に計画的に対応することが必要である。 なお、施設の老朽化による建替に際しては、民間活力の利用、複数保育所の統合の検討、建替工事の発注方法の工夫等により、財政負担の軽減化を図ることが有用である。	97

意見 番号	項目	内容	本文 頁
2	認可保育所における品質管理 非常勤職員の雇用の確保	神戸市では、平成29年度までに潜在的需要も含めて保育所の施設を確保する想定をしているが、本文図表3-2 公立保育所年齢別保育士数のとおり、50代以上の人材の占める割合が高い状況である。 待機児童対策にあたっては、保育の質を低下させないように配慮することが必要であり、施設の確保のみならず、人員の確保も重要な課題となる。 そのため、50代以上の人材については、定年退職後、再任用制度を活用するなどして品質を維持することが望ましいと考える。 現在、神戸市は保育士のパートの時給を一律1,040円と定めているが、隣接都市である西宮市のように時間帯や曜日によって時給単価の差別化を図り、有能な専門資格を有する人材の確保に向けた施策を検討する必要がある。	98
3	認可保育所における品質管理 50代以上の職員や非常勤職員に蓄積したノウハウの継承	経験豊富な50代以上の人材が多数を占めることから、当該職員が有するノウハウをいかに次世代に伝達していくかが重要である。また、経験豊富な50代以上の人材の定年退職後の保育需要に対応するためには非常勤職員を確保する必要がある、非常勤職員に蓄積されるノウハウの継承も今後は課題となる。 現状は経験豊富な50代以上の人材や非常勤職員のノウハウ継承については、現場でのオン・ザ・ジョブトレーニングに頼っている状況であるため、神戸市としてノウハウの蓄積の仕組みを構築する必要がある。	98
4	民間社会福祉施設職員給与改善補助金交付に係る業務の効率化	当該補助金の申請には、以下 ～ の添付書類が必要である。 補助金の算定基礎となる職員定数と補助金算定表 正規雇用職員の勤続年数の算定表 〔満61歳以上〕正規雇用職員一覧表 その他神戸市が指定する書類 〔新たに他の措置施設の勤務期間を通算するときは、当該他の施設の「在職証明書」の写し等を添付〕 市職員は、補助を受けようとする保育所から提出されたを元に、交付決定額の基礎となる民間社会福祉施設職員	99

意見 番号	項目	内容	本文 頁
		給与改善費補助金一覧表を作成している。 の資料を表計算ソフトを用いて作成する保育所もあるが、手書きで作成する保育所もあり、提出様式は園によって様々である。そのため、市職員は施設別に職員数を勤続年数区分（申請基準A～K）ごとに手作業で入力する必要がある。平成25年度時点の私立保育所数は145施設であり、ほとんどの保育所が当該補助金の申請を行っている（東灘区では22施設中21施設、灘区は15施設全てが申請している）。このように、当該補助金の交付は膨大な作業が行われている。以上の現状をふまえて、作業の効率化を図り、福祉施設職員給与改善費（平成25年度 397百万円）、福祉施設職員加配（同年度 716百万円）と金銭的に重要性が高く、適切な交付額の算定を確保する観点から、 の提出様式を(i)表計算ソフトデータを用いて統一する、もしくは()県や周辺自治体と協力し、保育士の勤続年数等のデータベースを共有することによって、手作業量を減らすことが望ましい。また、保育の品質管理の観点からも、勤続年数を把握することは人事政策においても有用である。	
5	認可外保育施設の管理、指導・監督状況	神戸市では、届出のあった全ての認可外保育施設（定員5名以下の施設及び事業所内保育施設は届出対象外）について指導監督を実施している。また、届出対象外の施設についても市の方で把握できた施設については指導監督を実施している。 指導監督の結果を各施設に伝達し、重要なものについては改善状況の報告を受けているが、当該報告の中に健康診断の実施にあたり近隣医師との契約書を締結する予定であるとの改善報告がなされているものがあった。実質的には改善が未了であるので、次年度の立入調査において、改善状況を確認することが重要である。	99
6	公立幼稚園のあり方の検討状況 公立幼稚園の今後のあり方について	神戸市においては、少子化の進行状況を踏まえて、小中学校・幼稚園・高等学校の広範囲にわたる、校種間の連携や一貫教育の検討を進めるにあたっての提言を「神戸市立学校園のあり方懇話会報告」（平成22年4月）という形で受けており、それに沿った形で神戸の学校教育がより魅力のあ	105

意見 番号	項目	内容	本文 頁
		るものになるよう取り組んできている。その中心的役割を果たす神戸市教育委員会によると「これからの公立幼稚園が果たすべき役割」は以下のとおりである。（平成26年12月公表の「子ども・子育て支援新制度実施後の市立幼稚園のあり方（案）」より抜粋） イ．幼児期における特別支援教育（インクルーシブ教育システム）の充実 ロ．西北神等（私立幼稚園では経営の成り立たない地域）での就園の確保 ハ．質の高い幼児期の教育の実践及び発信 ・ 幼児教育に関する実証的な調査研究の推進及び成果の発信 ・ 長年培ってきた幼稚園教育要領に則った教育の実践及び公開保育の実施 ・ 適正規模（複数クラス・人数）での保育の提供及び3歳保育の実施 この「これからの公立幼稚園が果たすべき役割」を果たす上で、 、 で述べたとおり、園児数減少による公立幼稚園運営の採算性や、単学級幼稚園における良質な教育環境の確保、さらに施設の補修状況・今後の補修発生見込等を総合的に勘案し、すでに公表されている「神戸市立学校園のあり方懇話会報告」（平成22年4月）に沿って統廃合を進めるべきであると考えます。 現在、神戸市では新制度実施後のあり方について平成27年度～平成31年度までに10園の削減計画を立案しているが、懇話会報告では中長期の取組への期待を示しており、中長期的な統廃合計画の立案・取組が望まれる。 なお、3歳児保育についても、私立幼稚園と競合する公立幼稚園は統廃合されると仮定すれば、公立幼稚園が有すべき機能である、「教育の質についての指導的機能」に加え、新制度に沿った幼保小一体の観点からの積極的な指導的役割が期待される。	

意見 番号	項目	内容	本文 頁
7	公立幼稚園のあり方の検討状況 公立幼稚園の統廃合の検討について	現在、少子化の傾向を受けて、統廃合について市街地を中心に検討されているが、西北神等に位置する農村部の方が園児数は少ないため、幼児教育の環境改善の観点から統廃合を検討すべき状況にある。 農村部においては、小中学校区との関係を考慮した上で、バスの設置等柔軟な対応策を取り組むことにより統廃合が進められないかを検討し、幼児教育の質の向上と、神戸市全体の公立幼稚園の公費負担額(平成25年度 2,170百万円)の軽減を図るべきである。 なお、平成26年12月に市民意見を募集している「子ども・子育て支援新制度後の市立幼稚園のあり方(案)」では、現状の市街地32園を対象に統廃合計画は示されているが、西北神等10園については、当面の間存続し地域全体の取組の中で対応を検討するとされている。 なお、検討対象外とされている10園及び当該幼稚園にてかかっている人件費(平均単価×教員数)と敷地時価(路線価により算出)は本文図表3-14 再編検討対象外幼稚園の人件費、敷地時価のとおりであり、10園合計の人件費は255百万円、敷地時価は273百万円となっている。	106
8	公立幼稚園のあり方の検討状況 休園幼稚園について	休園幼稚園とは、神戸市立学校設置条例 別表1(第3条関係)幼稚園に記載されているものの、園児募集を行っていない幼稚園であり、休園幼稚園の園舎及び土地は行政財産として教育委員会の所管となる。 平成26年9月1日現在において休園となっている公立幼稚園は5園あり、活用状況は本文図表3-15 休園幼稚園のとおりである。 本文図表3-15 休園幼稚園記載の中で、多井畑幼稚園については、園舎を撤去してから10年以上経過しても廃園にされことなく休園状態が継続しており、本来の目的で利用することが見込まれない資産が長期間にわたって教育委員会の管轄とされている。 少子化傾向が顕在化した状況下で、休園となってから10年間以上も施設の有効活用が全市レベルで実施されなかった体制に問題があると考え。少なくとも、休園幼稚園に	108

意見 番号	項目	内容	本文 頁
		については、定期的に教育委員会以外の部局を加えた施設利 活用の検討がなされる仕組みが必要である。	
9	公立幼稚園のあ り方の検討状況 廃園幼稚園につ いて	廃園幼稚園とは、すでに神戸市立学校設置条例 別表 1(第3条関係) 幼稚園 から削除された幼稚園であり、廃 園幼稚園の園舎及び土地は普通財産となり原則として行財 政局管財課の所管となる。 平成26年9月1日現在において廃園となった公立幼稚園は 26園あり、その後の活用状況は本文図表3-16 廃園幼稚園の 活用状況のとおりである。 本文図表3-16 廃園幼稚園の活用状況の 教育委員会内 での転活用の中には旧幼稚園の園舎の一部が5階建ての市営 住宅の1階部分にあり、現在、文化財倉庫として利用してい るところがある。1階部分は商業施設への転用等、利用用途 は広いため、他の有効活用を検討する余地がある。 未活用の1園についてはすでに建物は撤去済みである がその跡地が活用されていない。当該跡地については神戸 市が所有する隣接地との一体利用を検討しているものの、 具体的な計画はない。 ここで、神戸市所有の資産である公立幼稚園及びその敷 地を転用することは資産の有効活用の観点からも望ましい と考えられる。【意見7】で記載したとおり、理論上は1園 廃園して、その跡地を売却すると約2億円の収入を得ること になり、その効果は大きい。	109
10	幼稚園預かり保 育事業の推進強 化	預かり保育については、全園が保護者に対してアンケ ート調査を行い、そのニーズに応じて、各園長の裁量により 柔軟に対応しているところである。ただし、夏休み期間の 預かり保育については、「就労している保護者がおらずニ ーズがない」という理由で、実施していないという園も見 受けられる。 これは、神戸市として、保護者に対する公立幼稚園の預 かり保育についての周知不足に主因があると考えられ、新 制度移行への過渡期ではあるものの、保護者へのアンケ ートを実施し、仮に母親の就労意欲が高い場合は、公立幼 稚園での預かり保育について夏休み期間の預かりを含め検討	110

意見 番号	項目	内容	本文 頁
		する必要がある。 また、公立幼稚園の預かり保育の充実については、特別な支援を必要とする幼児へのニーズが増加傾向にあることから、保護者が公立幼稚園を選択することが可能となる場合も想定され、公立幼稚園のあり方の一項目である、「幼児期における特別支援教育（インクルーシブ教育）の充実」の観点からも積極的に取り組む必要があると考える。	
11	私立幼稚園振興助成金	私立学校振興助成金とは、神戸市私立学校振興助成要綱に基づいて交付されるもので、同要綱の定めに従い、私立幼稚園に対して、設備の修繕等に使用される一般助成と教材の購入等に使用される幼稚園助成金を交付している。 当該助成金について、任意で抽出した助成金の支出に係る書類を検証したところ、以下の点が見受けられた。 購入予定項目を記載した申請書と実際に購入した品目を記載した実施報告書との間に差異が生じているものがあった。この点に関して神戸市としては、実施報告の品目が助成金の趣旨に合致していれば問題ないとのことであったが、購入予定項目を記載した申請書と実際に購入された品目との間に差異がある場合においては、実際に購入された品目が助成金の目的に照らして妥当であったことを確認し、確認した内容を神戸市として記録しておくことが望ましい。 また、助成により支出した場合に契約書や領収書等は各幼稚園で5年間保存することとされており、市長が必要と認めるときには助成金の使途について調査することがあるとされている。 平成24年度以前補助分において調査を実施した事例はないとのことであるが、助成金の適切な使用を維持するため、適宜実施することが望ましい。	111
12	認定こども園事業の推進について	神戸市は、市立の認定こども園を設置していない。 また、新制度に移行する平成27年度以降において、公立保育所、公立幼稚園について、認定こども園への移行を具体的に検討するに至っていない。 幼保一体化の推進を図っていく中において、現在問題と	111

意見 番号	項目	内容	本文 頁
		なっている待機児童問題が解消した後に訪れる幼稚園、保育所の供給過剰の状況を見据えて、公立幼稚園、公立保育所の役割を明確にした上で、認定こども園として運営していくことの是非について検討していくことが望まれる。	
13	病児・病後児保育事業のあり方	病児・病後児保育施設について、平成26年10月時点で、施設数は13か所であり、兵庫区のように1か所もない地域もある。平成26年度では東灘区に1か所整備予定である。 病児・病後児保育実施施設の設置運営にあたり課題の一つとして、職員配置基準が保育所や病院の同基準に比べて比較的ハードルが高いことに加え、当日の急なキャンセルや利用人数の時期的変動が大きい、対応する保育士・看護師を一定数確保する必要がある人件費が負担となることが考えられる。神戸市について、病児・病後児保育の利用率を定員に対する利用人数で試算してみると60%前後となる。 一方、新制度における病児・病後児保育の将来のニーズ量について、神戸市では、厚生労働省の手引きをベースに、「病児・病後児保育の実態把握と質向上に関する研究」による平均キャンセル率（25%）を加味して補正しているが、潜在的なニーズの回答数も含むため、平成27年度で24,787人という需要見込みとなり、平成25年度の実績11,991人に対して約2倍になる。利用率が低い現状において、新制度での需要見込みに対応する受入可能枠の整備は決して容易ではなく、今後の利用人数の推移を注視し、柔軟に対応する必要がある。 実施施設数を増加させる場合には、協力してもらう医療機関側の実態と運営上の課題をより詳細に把握し、保育室設置時の施設整備や職員配置に関する柔軟な補助制度を再検討する必要がある。また、利用率の低さを改善するため、広報の強化や、就労する保護者がより一層利用しやすいよう現在の仕組みを再考することも必要である。「訪問型病児保育モデル事業」（大阪市の一部の区で実施）や、「こども緊急サポートネットワーク」（札幌市で実施）のような事業もあり、神戸市における現在の医療機関併設型	112

意見 番号	項目	内容	本文 頁
		の病児・病後児保育の今後のあり方を継続的に検討することが望ましい。	
14	ファミリー・サ ポート・センタ ー事業 緊急時のマニ ュアル整備につ いて	協力会員が活動している最中に、災害等の緊急事態が生じた場合の対応マニュアルが整備されていなかった。緊急時の対応を明確にすることにより依頼会員、協力会員双方の不安感を取り除くことに資するため緊急時のマニュアルを早急に整備することが望ましい。	113
15	ファミリー・サ ポート・センタ ー事業 他の子育て関連 施設等との連携 について	平成25年度の安心こども基金管理運営要領：別添6の7「ファミリー・サポート・センター事業」には、ファミリー・サポート・センターの事業内容として「子育て支援関連施設・事業（保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等）との連絡調整」が任意事業として挙げられている。神戸市では、これらの施設、事業主体等との連絡・調整の場は設けていない。 しかし、同事業が地域住民の相互協力を通じて臨時的に短時間の保育を行うものとはいえ、行政が所管する保育サービスの一環として情報共有を適時に図り、必要に応じ協力会員にフィードバックすべきである。 なお、事業の受託者である市社協が、拠点児童館等市立児童館の指定管理者でもあることから、児童館とは連携が取れている状況にある。 また、保育所・幼稚園・小学校の施設をファミリー・サポート・センターで活用可能かについて検討することで、保育サービスの幅を増やすことが望まれる。	113
16	ファミリー・サ ポート・センタ ー事業 会員獲得のイン センティブの設 定	ファミリー・サポート・センターの事業計画においては、事務局の体制強化や積極的な広報活動等を通じて、協力会員・両方会員のさらなる増加やマッチング（依頼に対する協力会員の紹介）件数の拡大に努め、増大するニーズに対応できる制度にするとされている。 増大するニーズへの対応としては、平日に実施されている会員登録時の講習会を土曜日に実施する等の対応がなされているが、平日に対応できる会員を増やすことが必要であることから、市社協との契約において、協力会員・両方	113

意見 番号	項目	内容	本文 頁
		会員の増加やマッチング件数の拡大に連動する報酬部分を設けることが有用であると考える。	
17	ファミリー・サポート・センター事業 複数の協力会員、依頼会員の共同運営の検討	保育施設の保育開始前・終了後や放課後児童クラブ終了後の協力会員宅での預かり、保育施設までの送迎等、協力会員と依頼会員の相対の関係として運営されているが、複数の協力会員、依頼会員の共同運営が可能となればより制度の活用可能性が広がると考えられるので、複数の協力会員、依頼会員の共同運営に係る課題を整理し、共同運営の実施に向けた検討を行うことは有用であると考える。	114
18	地域子育て支援センター 保育体験型親支援事業の他区への展開	保育体験型親支援事業は、育児不安を抱えている、または、子どもとの接し方がわからない等の問題で困っている親に対して、保育所の場を利用し、より実践的で、個別継続的な助言や指導を実施している事業であり、平成25年度より東灘区、長田区、須磨区の地域子育て支援センターで行われている。 新生児訪問や乳幼児定期健診等、全ての子育て世帯を対象とした一般的な事業の中では、詳細な事情の把握が難しい在宅児で、かつ、個別の支援の必要な家庭に対する事業であり、親の孤立化を防ぎ、虐待等の防止にもつながり、有用な事業であることから他区への積極的な展開を図られることが望ましい。	114
19	地域子育て支援センター 事業報告書の指標について	現状、地域子育て支援センターの事業報告書上は、セミナーの開催回数や情報発信の回数が事業成果として報告されているが、本当の意味での事業の効果としては、開催したセミナーが市民にとってどのような効果があったかを測定し報告することが有用である。 事業の参加者へ積極的にアンケートを実施する等、より直接的に効果を測定し、その結果を報告書に記載することが有用であると考える。	114
20	児童館 児童館の老朽化対策及び今後のあり方について	児童館の設立後経過年数は本文図表3-18 公設児童館の竣工年度別施設数のとおりとなっており、老朽化が進んでいる。 また、神戸市所有の児童館建屋の老朽化対策について、改修計画はなく、要望があったものに対してその都度対応	115

意見 番号	項目	内容	本文 頁
		する形となっており、過去5年間の老朽改修修繕費は本文図表3-19過去5年の老朽改修修繕費のとおりとなっている。 現在は、児童館が実施している事業のうち、学童保育の過密解消が喫緊の課題となっており、小学校施設を活用する対応を行っている地域も見られる。しかし、すこやかクラブ等の親子クラブへの認知度、利用度が高い等、学童保育事業以外へのニーズも高い。0歳から18歳未満までの児童を対象にした施設である特徴、長年小型児童館を運営してきたノウハウが蓄積されてきていることを活かしつつ、老朽化した児童館について、今後予想される、大規模修繕や建替を検討すべき時期の到来を見据えて、児童館の果たすべき役割を明確にするとともに、地域のニーズに合わせて対応を検討していくことが必要である。	
21	総合児童センター 総合児童センターのノウハウの活用	「神戸っ子すこやかプラン」において、総合児童センターは、児童福祉の中核施設として児童に関する問題に総合的に対応するセンター機能の強化を図るものとされている。同センターは、市社協が運営し、健全育成事業・療育指導事業において、子育てに関する催し・親子教室・講演会等を多数開催し、子育てに関する外部の専門人材の情報や各講座の資料、各事業・プログラム等の満足度調査（アンケート）結果等をノウハウとして蓄積している。 しかし、各種イベント・プログラムの実施報告は記録として保存管理され、年1回の事業報告書や各種冊子等にて市内児童館との情報共有はされるものの、その情報はデータとしては一元化されておらず、児童館以外の他の子育て関連機関や、私立保育所・私立幼稚園等へのデータ連携の仕組みがない。 神戸市全体で共有すべき有効な情報は、他施設へ提供しやすい形で適時に集約した上で、子育てコーディネーターが中心となって、各区の地域子育て支援センター・こども家庭支援課とともに、児童館のみならず各地域の子育て関係機関へ定期的に提供し、情報面・人材面ともに積極的に活用すべきであり、基本的に総合児童センターのノウハウや情報は関係機関で共有されることが望ましい。	116

意見 番号	項目	内容	本文 頁
22	学童保育 学童保育を行う 場所の確保	一人あたりの広さの面で国の基準、神戸市の基準を満たしていない過密状況となっている学童保育があり、その解消が喫緊の課題となっている。これについては、こども家庭局が中心となり、教育委員会及び小学校との連携を重ねながら小学校の校舎、敷地を活用し解消に努めている。しかし、学童保育の対象が小学校6年生まで広がるなか、平成31年度までに過密解消を実現するためには、こども家庭局、教育委員会及び小学校がより一体的に取り組むことはもとより、近隣の公共施設・建物の利用可能性検討のため、全市体制でサポートすべきである。なお、施設ごとに事情が異なり、個別対応が必要であるため、推進担当課の人員等を含めて検討する必要がある。 また、神戸市では学童保育を行っている児童館が多数存在するが、【意見20】に記載のとおり、児童館については施設が老朽化しており、今後のあり方を検討する時期が到来していると考えられることから、将来にわたっても対応できるよう、計画的な学童保育の施設の整備を検討する必要がある。	116
23	学童保育 指導員の処遇に ついて	学童保育の主たる実施場所である児童館は、常勤者として正規指導員1名、臨時指導員1名とパートタイムとしての指導員補助数名（学童保育の児童数により異なる）で運営されている。指定管理料の基礎となる人件費のうち地域団体運営の正規指導員及び臨時指導員については、通勤手当込で年間2,345～2,709千円、指導員補助については、時給920円で主に小学校の放課後の時間である3～4時間のパートタイムを基礎に計算されている。この状況からは、指導員が独立して生計を維持していくことは困難であり、また、経験により昇給する仕組みではないことから、有資格者等の優秀な人材を確保することがより困難となることが予想される。見込まれる学童保育のニーズの増加に対応するための人材確保、神戸市主導の研修による人材の育成を通じた指導員の地位向上が急務である。 なお、学童保育の利用料が近隣都市と比して低くなっており、一律の設定となっていることから、保育料について	117

意見 番号	項目	内容	本文 頁
		所得に応じた金額設定を行う等についても検討の余地がある と考える。	
24	放課後子供教室 放課後子ども総合 プランへの対応 について	平成19年から放課後子供教室（神戸っ子のびのびひろば）を実施しているが、地域団体等によるボランティアに依存しているため、各小学校区により実施内容にばらつきがあるとともに実施回数も週2回程度となっているところが多くなっている。 平成26年に国から公表された「放課後子ども総合プラン」では、平成31年までに全小学校区において放課後児童クラブ（学童保育）と放課後子供教室の一体または連携により実施することが目標とされており、週5回の放課後子供教室の実施が不可欠となった場合、地域団体等によるボランティアを基礎とした実施には限界があると思われる。 神戸市では、平成25年度から児童館が運営主体となって、神戸っ子のびのびひろばと学童保育を一体的または連携して取り組む「放課後子どもプランモデル事業」を5つの小学校区で展開しているが、以下の課題があると考えられる。 ・ 放課後子供教室事業を週5日に増加したことから「放課後子どもプランモデル事業」の展開前（平成24年度）と展開後（平成26年度）との費用負担額の比較において、一体型で平均1.7倍、連携型では約7倍に増加しており、財政負担の増加が明確である。 ・ 「放課後子どもプランモデル事業」は児童館が運営、地域が協力という形で進めているため、神戸っ子のびのびひろばが週2日程度から週5日に増加し、引き続き地域の協力が得られるかが問題となるとともに、高学年も対象とした場合に指導員の人数が確保できるか、また質の確保をどのように行っていくかが問題となる。 ・ 特に一体型の場合、小学校内で実施することから、小学校の教職員の負担が増加することが予想される。指導員と小学校の教職員の責任範囲を明確に区分しない場合、制度として機能しない恐れがある。	117

意見 番号	項目	内容	本文 頁
		当該プランへの対応として、財政的な手当てと今後の展開のスケジュールは作成されておらず、全市的に展開する場合、実施場所の確保と指導員の確保の検討が急務となる。 神戸市はこれまで、中学校区に一つの児童館を整備し、指導員の育成等についてもノウハウが蓄積していることから、放課後子ども総合プランへの対応として児童館の施設の活用及び児童館の指導員の活用も考えられる。児童館のあり方について検討する際、学童保育への対応、放課後子ども総合プランへの対応を含め総合的に検討することが必要である。	
25	青少年育成事業 青少年会館のモニタリングについて	青少年会館は、神戸市に一つしかなく、好立地にある。ここで、市の委託事業として実施する以上、特定の利用者のみが利用する状況、すなわち「知る人ぞ知る施設」という状況は望ましくないとする。したがって、適切に広報活動を行い、認知度を上げ、その成果がモニタリングできる指標（例えば新規登録者の人数）を設定し、PDCAサイクルをまわすことが必要と考える。また、利用延べ人数だけでなく、リーダーを養成するに資するイベントの開催回数やボランティア活動に参加した人数等、活動理念に即したモニタリング可能な指標を経年比較し、きわめて利便性の高い場所にある神戸市保有資産が有効に活用されていることを内外に示すことを指定管理者に要請することが必要である。	118
26	行政の支援を必要とする児童に対する他部署との連携・情報共有について	いじめ・不登校の問題については、その認知が就学後の学校において行われるところであるが、その原因が学校内で生じた事象だけではなく、家庭環境等が要因となっていることも考えられる。このような子どもの成長における課題への対処として、就学前の乳幼児期から保健師・保育士・教員等の専門家が早期に端緒を発見し、切れ目なく情報を共有し連携する仕組みが必要であるとする。 また、障がい児に対する支援について、様々な支援策があり、それぞれの現場において必要に応じて行われている。	119

意見 番号	項目	内容	本文 頁
		関係機関・他部局との連携については、いじめ問題対策連絡協議会、各地区生徒指導連絡協議会等を通じて定期的に行われており、各個別事案について現場レベルでは、保護者の了解の上で、必要な情報の連携が行われているものの、保護者の了解が得られない等を理由としてスムーズな情報の連携が行われずに早期対応の妨げになっている可能性がある。 幼保小の連携については、【意見33】において後述するが、これに加えて、神戸市に在住している児童の健全育成を図る観点から、就学前の乳幼児健診からかかわってきている保健師、就学後の児童が関わる学童保育の指導員も含め、適時・適切な対応を行う上で情報の連携を行っていくことが必要である。 上記連携については、保護者の同意の上で行っていくことが基本であるが、保護者の同意が得られない場合も想定される。その場合に、専門家が関与する保育所・幼稚園・小学校・学童保育の4者間での情報の接続が行われないことで、支援を必要とする児童(問題ある保護者から守られる必要がある児童を含む。)に対する適時・適切な対応の妨げとなることが考えられることから、保護者の同意が得られない場合であっても、情報の連携が行うことができるよう、神戸市としての情報の接続の考え方を明らかにし、各関係機関・部局において接続すべき情報について認識を一致させておくことが必要である。	
27	増加する虐待相談・通報に対する対応について	平成22年以降の虐待相談の件数増加に対して、対応する職員数が微増にとどまっている。 全国の児童相談所において、児童虐待の疑いがあるにもかかわらず、児童相談所が適切に対応していないことから、死亡事案に発展しているケースも少なからず見受けられる。 このような事故を未然に防ぐためには、適切な職員配置が必要である。職員一人あたりの適切な対応数を把握するとともに、神戸市における児童を守るために必要とされる質を維持するための方策を講じることが望まれる。	119

意見 番号	項目	内容	本文 頁
28	児童虐待の恐れがある児童への網羅的な対応について	3歳児までの乳幼児については、全児童が対象となる乳幼児健診の状況を把握のうえフォローが行われているが、4歳から就学前の在宅児童（幼稚園、保育所等に通っていない児童）について網羅的に調査は実施されていない。 また、未就学児の居場所について、3歳児以上については、保育所・幼稚園に在籍している児童が多くを占めており、それぞれの場所において児童虐待を受けていることの兆候について発見できる可能性が高くなる。しかし、在宅児童については児童虐待を受けていることが把握されにくい状況であり、網羅的に児童と接見して状況を把握できていない。自治体として網羅的に所在不明児を把握するには制度上の制約があるため、行政としての役割を補完する警察署等との協議を深め、相互で連携可能とする仕組みを構築していく必要がある。 また、3歳児健診以降に保育所・幼稚園に通っていない児童について、通園支援を行う事業について一部区の子育て支援センターにおいて実施しているが、現状、全市的に展開されている状況ではなく、通園せずに在宅保育している理由が網羅的に把握される体制となっていない。 在宅児童については、児童虐待において、早期発見ができないリスクが高いと考えられるため、児童虐待の疑いがないか継続的なモニタリングができる体制を構築すべきである。	120
29	乳幼児健診等におけるフォロー状況等のモニタリングについて	乳幼児健診を未受診の場合の対応は、各区の担当者が受診の勧奨を行い、それでもなお未受診の場合は、保健師による家庭訪問やこども家庭支援室における他の施策の状況等を確認の上、目視を原則とした安否の確認を行っている。 その結果、平成25年度における未受診児のうち安否がわからない児童の数は大きく減少しているが、こども家庭局において各区の状況を分析するまでに至っていない。一方で、未受診児の児童数は増加しているため、未受診者数の減少に努める必要がある。 各区に配置されている保健師が対応した情報を収集・蓄	121

意見 番号	項目	内容	本文 頁
		積し、児童虐待に発展する可能性がある家庭について、全市的な状況をこども家庭局において把握するとともに適切に対応している状況をモニタリングすることが必要である。	
30	児童館における一般来館児童の受け入れ体制強化について	児童館は学童保育の児童だけではなく、一般来館の児童もいる。一般来館者のなかにも個別的な配慮を必要とする（以下、要配慮児童）、本人及び児童館にいる他の児童の安全を確保するために、指導員が要配慮児童に付き切りとなっている場合もあり、児童館の指導員に対して過度に負荷がかかっている状況も見受けられる。 学童保育において障がい児を受け入れた場合には、指導員を追加で配置する等の手当を行うことが可能であるが、一般来館において要配慮児童が来館する場合に備えて、常時指導員を配置することは難しいと思われ、例えば、ファミリー・サポート・センター事業のような協力会員を募り必要に応じて活用する等柔軟に対応することが望まれる。	121
31	こども家庭局と教育委員会の連携	神戸市に在住する子ども及びその保護者を切れ目なく支援するためには、公私保育所、平成27年度から新制度に移行する私立幼稚園、児童館を所管するこども家庭局と、公立幼稚園と小学校を所管する教育委員会が連携して、相互に補完し合い一体となって子育てを支援する体制が必要不可欠である。また、現在、各種制度が変更の過渡期であるが、来期以降始まる新制度や国が掲げる放課後子ども総合プラン推進の観点からも、幼保小の連携は極めて重要であり、こども家庭局と教育委員会の連携は必須である。	122
32	幼保小の連携 連携の目的の明確化	教育委員会事務局では、幼稚園と保育所等との連携について、「幼児期における実践モデル事業」や「豊かな心育成連携プログラム事業」などの事業を実施している。 その一方で、保育所と未連携となっている公立幼稚園があり、教育委員会事務局が公立幼稚園を対象に実施したアンケート調査では、「近隣に幼児施設がなく物理的に困難」、「子どもの人数が多く互いに施設に行き来することが困難」、「生活の時間帯が違う」等、未連携の理由についての回答を入手している状況である。	123

意見 番号	項目	内容	本文 頁
		このように、幼稚園と保育所等との連携については、困難な場合も想定されるが、単なる行事の交流等ではなく、教育・保育に共通する知識・ノウハウを共有し、相互サービスの質を高める等、目的を明確にすることで、連携をより積極的に推進することが望まれる。	
33	幼保小の連携 情報連携	幼保小の情報に関する連携に関しては、幼稚園から小学校へ進学する児童の情報については、学校教育法施行規則第24条に基づき、「幼稚園幼児指導要録抄本」が幼稚園から小学校に送付されており、保育所に入所している子どもが小学校へ就学する際には、保育所保育指針に基づき「子どもの育ちを支えるための資料」が「保育所児童保育要録」として送付されている。 イ．幼稚園と保育所の相違 「幼稚園幼児指導要録」においては、次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等、幼児の健康の状況等指導上特に留意する必要がある場合等について記入することになっており、「保育所児童保育要録」においては、養護（生命の保持及び情緒の安定）及び教育に関わる5領域について、子どもの発達過程や保育の環境に関する事項等を踏まえて記載すること、幼児の健康の状況等指導上特に留意する必要がある場合等について記入することが求められている。 「保育所児童保育要録」については、「「子どもの育ちを支えるための資料」の取り扱いについて」をこども家庭局子育て支援部振興課が公立・私立保育所長宛に発出し、記載内容の統一を図っているものの、「幼稚園幼児指導要録」については、記載内容の留意事項等を記載した「神戸市立幼稚園並びに特別支援学校幼稚部幼児指導要録様式及び記入の手引」を公立幼稚園に対して送付しているが、幼稚園児の約9割を占める私立幼稚園は対象となっていない。 児童の発達に関する事項など慎重に取り扱う必要のある情報が含まれており、保護者の認識と一致していない場合、小学校での学習に必要な情報が接続されていないことも考えられるため、保育所・幼稚園から小学校への情報の接続については、保護者の同意の上で行うことが原則であ	123

意見 番号	項目	内容	本文 頁
		るが、保護者の同意が得られない状況も想定されることから、神戸市として保育所・幼稚園から小学校への情報の接続の考え方を明らかにする、「幼稚園幼児指導要録」「保育所児童保育要録」の記載ガイドラインを策定する等、保護者の同意が得られない場合の対応を検討しておくことが必要である。 ロ．アレルギー情報の共有 なお、アレルギー疾患に関する子どもの情報について、保健福祉局主導による情報交換はあるものの、過去から給食を提供してきた公立保育所の職員に対する研修等のノウハウを公立幼稚園へ展開したり、小学校等で生じた「アレルギーに関するヒヤリ・ハット事例と対応策」を相互に提供し合い、共有したりすることにより、有用かつ効率的な子ども支援体制が構築できると考える。また、私立幼稚園や私立保育所に神戸市が積極的に情報提供するとともに、将来的には情報を収集・蓄積し、全神戸市としてアレルギー等の特殊な問題に対して、切れ目なく漏れがない子ども支援体制を構築すべきと考える。 積極的に情報連携できる仕組みを構築し、神戸市全体として子育て支援に有効かつ効率的に取り組む体制が必要である。	
34	区役所との連携 区役所の機能強化	子ども子育て支援事業において、住民のニーズがより多様化、複雑化している中で、住民との直接の窓口となる区役所はより重要な役割を担うことになる。 区役所には、こども家庭支援課、地域子育て支援センター、区社協が存在しているが、こども家庭支援課の所属は区役所、地域子育て支援センターの所属は本庁のこども家庭局、区社協は、市社協に所属しており、市社協を外郭団体として所管しているのが保健福祉局であるといった状況である。 このように部署ごとの所属が複数にまたがる状況で、区役所の限られた人員の中、多様化、複雑化する住民ニーズにこたえ、かつ、効率的な事業運営を行うためには、その中心を担うこども家庭支援課が主導して、区役所における	125

意見 番号	項目	内容	本文 頁
		子ども子育て支援事業を横断的な視点から把握し、調整を行うことが必要であると考ええる。 このためには、こども家庭支援課において、専門の人員を確保する、もしくは、保育サービスコーディネーター等の機能を強化し、横断的な調整をする役割を担わせることにより、子ども子育て支援事業において、区役所がその役割をより機能的に発揮できるような仕組みを整えることが必要である。	
35	区役所との連携 窓口の一本化について	子育てに関する各種問い合わせについては、その内容に応じて、区役所の各部署の担当者に問い合わせることが必要な状況であるが、一つの窓口で子育てに係る問い合わせに対応できるような体制を整えることが、住民サービスの向上のみならず、市としての業務効率の向上にもつながると考えられる。 例えば、現状のこども家庭支援課、地域子育て支援センター、区社協の出先部署のいずれかにおいて一本化する、もしくは、保育サービスコーディネーター、子ども育成推進員にその役割を担わせる等の対応が考えられるが、市民目線から分かりやすい子育てサービスをワンストップで提供できるよう検討する必要がある。	125
36	地域住民・団体との連携 大学連携による ノウハウの活用	神戸市は、市内の大学内の余裕スペース等に常設のつどいの広場を設ける「ひろば」型の地域子育て支援拠点の整備を推進している。このメリットとして、大学側にとっては研究の場または実践の場が設定できることや保育士養成カリキュラムの一環に取り組めること、利用する側にとっては大学の研究成果に基づく講座等に参加できることが挙げられる。 しかし、大学連携による専門性・多様性に富んだ情報が、例えば増加傾向にある発達障害やアレルギー等の専門知識・経験を必要とする分野において、神戸市側にて十分に集約・活用されているとは言い難い。神戸市は各大学への補助金支給にあたり、事業開始時の「事業計画申請書」と年2回の「実績報告書」は入手しているが、神戸市と大学間の定期的な情報共有の場が設けられておらず、また実績	126

意見 番号	項目	内容	本文 頁
		報告の様式は統一されていない。大学の自主性を尊重する点は理解できるが、子育てに関する専門性の高い情報を有効活用する及び補助金支給事務の適正性の観点からも、有用な情報を適時、適切に把握して、大学による地域子育て支援拠点のない区も含めて、地域の子育て関連施設や関連団体へ広く情報をフィードバックし、活用する体制を整える必要がある。 なお、大学側との情報共有については、平成26年度に初めて神戸市と大学との連絡会が開催されているが、今後も定期的に開催して意見交換し、各大学での活動状況や課題を適時に把握する必要がある。	
37	地域住民・団体との連携 地域におけるボランティア活動への助成・報酬支給のあり方	各地域では、中学校・小学校区単位で元教員、大学生、地域住民、保護者等による多様な子育て支援活動が行われている。地域での子育て支援活動の実施団体や各活動への協力者に対する神戸市での有償・無償の区分方針について確認したところ、個別の事業・制度において事情に応じた基準を設けている状況である。これは、支給基準や考え方を事業間で統一することを検討したものの、関連団体の間で意見が異なることや、ボランティアの定義が不明確な中で実現には至らなかったとのことである。 しかし、特に配慮を要する児童への学習補助のように、行政が関与すべきものについては、支援が途切れることのないよう、地域による支援活動の実施主体にかかわらず、継続的に有償とすべきである。地域団体の活動については、各団体の自主性に任せるべきではあるものの、その実施内容の中に、本来は神戸市が主導で、また有償で行うべきものはないのか、ボランティアに頼っている現状が行政として正しいのか、そのような観点から活動状況を把握し、各団体への補助制度や報酬の支給基準を整理することが必要である。	126
38	神戸市立小学校の視察 成徳小学校（灘区）	近隣は阪急六甲駅、JR六甲道駅に近く、神戸市としては珍しく土地が平坦で、人気のある地域であり、仮設校舎による臨時的対応では不十分であると考えられ、土地の権利関係の整理、校区の見直し、校舎の新築等の根本的な解決	130

意見 番号	項目	内容	本文 頁
		計画が必要である。 また、公園と隣接しており校庭には24時間立ち入り可能であり、防犯上は好ましくない状況となっていることから、小学校の安心・安全の視点から優先的に解決を図る必要がある。	
39	神戸市立小学校の視察 港島小学校（中央区）	ポートアイランド地区に1ヶ所の小学校であるため小学校どうしの統合は出来ないが、開設当初の1/3の生徒数になり今後の大幅な増加は見込めない。設備規模が大きく迷路状態になっていることから、生徒の安全も意識し、棟別・階別に利活用に工夫が必要と思われる。 また、校庭に天然芝が敷設されており、芝刈り等の天然芝の維持管理を教員が実施していることから、維持管理費や教師への負担を分析した上で、天然芝の必要性を検討する必要がある。	131
40	神戸市立小学校の視察 竜が台小学校（須磨区（北須磨））	3棟の内、1棟(中校舎)がほとんど使用されておらず、余裕教室がある状況の中、学童保育コーナーが4階に位置しているため、1階に移動させた方が利便性は高いと考える。施設の利活用に工夫が必要であり、5～10年後を見据えた具体的な計画が必要である。 現状、文部科学省に報告している「余裕教室の利用状況」では利用していない余裕教室はゼロとなっているが、視察の結果、このように実際には活用していない余裕教室が存在している。これは、報告当時は該当する余裕教室を「学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース」として利用することを検討していたことから当該項目に入れたものであった。余裕教室の活用については教育委員会内で随時検討しているものの、実際には利用されておらず、有効に活用されているとは言えない。	131
41	神戸市立小学校の視察 平野小学校（兵庫区）	平野小学校は、兵庫区北部東等学校群の4小学校・2中学校の統廃合計画で、統合小学校の校舎として予定されており、平成20年に公費を29,169千円投入する施設整備が行われた。しかし、その後、保護者等の反対から平野小学校校舎を活用する統合計画が抜本的に見直され、当該学校施設としての活用がなくなった。	132

意見 番号	項目	内容	本文 頁
		上記の計画変更の主な経緯は以下のとおりである。 イ．平成21年5月に市長説明 ・ 教育委員会は4小学校（平野・湊山・荒田・湊川多聞）を平野小学校、旧楠幼稚園跡地、旧湊中学校跡地に、2中学校（湊・楠）は楠中学校等の跡地とする統廃合計画を市長に説明した。4小学校の統廃合の当初計画案は本文図表3-32 統廃合計画当初案のとおりである。 ロ．平成22年2月に計画見直しの検討 ・ 平成21年6月～平成22年2月にかけて住民・保護者への説明会を実施し、行政区をまたぐ統合についての強い反対や「運動場と校舎が別れており職員室から運動場が見えない」等の指摘があり、湊中学校跡地と周辺敷地などを利用する検討を開始した。4小学校の統廃合の計画変更案は本文図表3-33 統廃合計画変更案のとおりである。 ハ．平成24年3月に地域住民と合意 ・ 変更計画は神戸市他部署（道路部局・公園部局）、兵庫県警察署等との調整を重ね、平成24年3月30日に地元住民と合意がなされた。 ・ なお、平野小学校の平成4年建築施設は残される予定になったが、平成26年12月末時点で再利用計画は作成されていない。 上記について、教育委員会の主張は「公立小学校や公立幼稚園の統廃合を検討するにあたって、統廃合とその後の跡地利用とを切り離して検討しており、その理由は、跡地利用の検討を統廃合計画と同時に検討した場合、跡地利用で利害が対立してしまうと学校機能の統合が進まなくなり、結果として教育環境の改善につながらない状況が生じることや、想定外の時間が係ることが想定されるため」とのことであった。 しかし、平野小学校については、結果として閉校後の有効な活用手段がないまま長期間が経過しており、敷地周辺が狭くアクセス道路に問題があることに鑑みると、統廃合	

意見 番号	項目	内容	本文 頁
		を進める早期の段階で全市的な観点から他部署と連携する体制を整える必要があったと思われる。 今後、少子化に伴い小学校の統廃合の検討が必要となることに鑑み、全体最適を考慮した場合には、統廃合計画の検討に着手する早い段階で、神戸市所有資産全体の経済性が確保され、市民全体の利益に資するよう、教育委員会内の意思決定プロセスを見直す必要がある。	
42	神戸市立保育所の視察	神戸市立保育所については、老朽化が進んでおり、建替の可否についても検討が必要な状況になることが想定される。児童の安全面・衛生面で問題がないかを念頭に施設の利用状況について視察を行った。 耐震工事については概ね完了しており、一部の保育所については、耐震工事の際に内部造作の改良も行っている。その一方で十分な改良工事が実施されていないため、屋根の防水措置が不十分な状況、低年齢児が保育室から園庭へ移動する際に大きな段差を越えなければならない状況、トイレに段差がある状況等安全面等で課題となる保育所が見受けられた。これらの改善については早急に対応することが望ましい。	135
43	神戸市立児童館の視察	神戸市立児童館についても、老朽化が進んでおり、建替の可否についても検討が必要な状況になることが想定される。児童の安全面・衛生面で問題がないかを念頭に施設の利用状況について視察を行った。 児童館についても、耐震工事は概ね完了しており、雨漏り防止等、最小限の内装工事も行っている児童館が多く見られたが、中には、児童館内の遊戯室については、内装工事が行われているものの、学童保育室については未着手であったり、18歳未満の児童が通う施設であるにもかかわらず、洋式トイレが1基しかないため、男女共同トイレとなっていたり、安全面等で課題となる児童館が見受けられた。これらの改善については早急に対応することが望ましい。	135

第3章 総合意見

1. 監査の視点

少子化が急速に進む中で、神戸市において生産年齢人口の誘導と定着化を図り、持続可能な都市経営基盤の確立を図る観点から、子育て支援事業について総合意見を述べる。

(1) 行政マネジメント

マネジメントの基本は、経営目標を利害関係者へ具体的に示し、その目標を達成するための計画(Plan)を検証可能な数値指標で表現し、その計画を実施し(Do)、その実施過程を監視し(Check)、計画と実績が乖離した場合に適時・適切に修正行動を行うことで(Action)、経営目標を実現させることであるといわれる。

神戸市は、平成27年度を目標年度と定めた総合的な「神戸っ子すこやかプラン」((後期計画)平成22年2月公表)を推進しており、現在、同プランの下位計画として子ども子育て支援法に基づき、平成31年度を目標年度とした「神戸市子ども・子育て支援事業計画」を作成している。

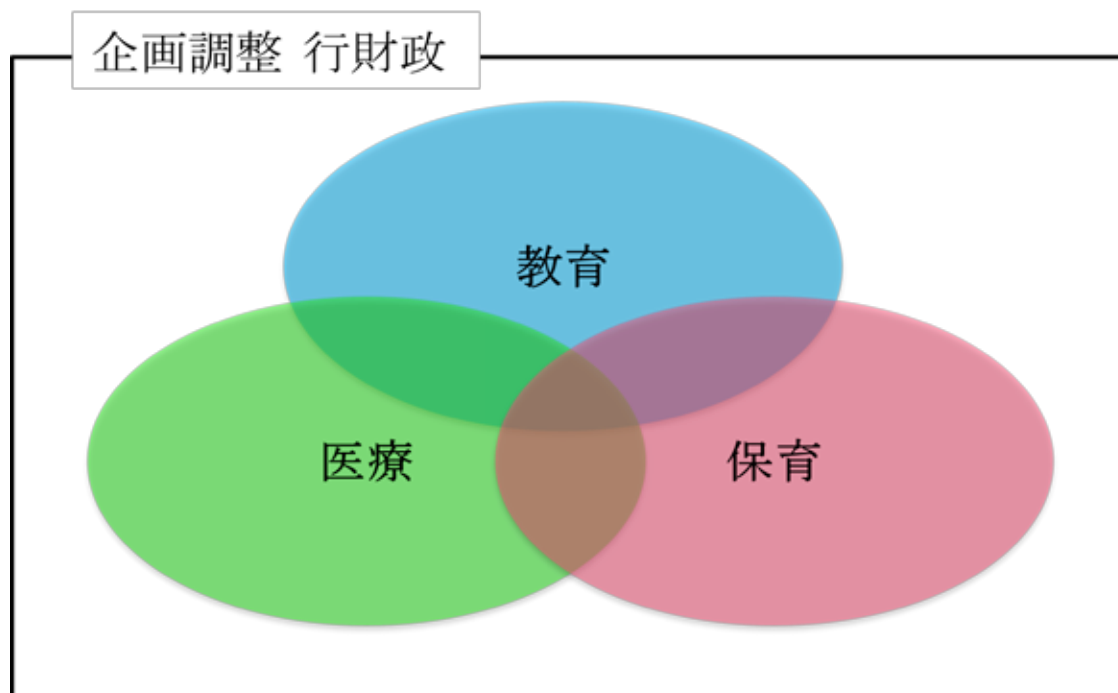
今回の監査では、平成22年から実施されている「神戸っ子すこやかプラン」のPDCA過程の検証・評価に加え、「神戸市子ども・子育て支援事業計画」の作成過程で行われている議論を視野に入れて検討を行った。

(2) 3Eの評価

神戸市は「子育て支援事業」において中期計画としての「神戸っ子すこやかプラン」を策定し、PDCAサイクルに沿った行政マネジメントを実施しているが、それを納税者の視点から検証・評価される必要があり、その評価基準として3E(経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness))が存在する。

「子育て支援事業」は教育、保育(福祉を含む)、医療(保健を含む)サービスの広範囲にわたり、一部で重複しており、それを概念図で示すと以下のとおりとなる。よって、子育て支援事業は教育委員会、こども家庭局、保健福祉局、さらにこれらを企画調整局、行財政局を加えて全体最適の視点から3Eの検証・評価がなされる必要がある。

<図表4-1> 子育て支援事業に関連する分野の概念図



(3) 検討した課題

今回の監査を実施するに際し、主に次の3つの視点から検討を行った。

国が示す総合的ビジョン(幼保小一体)との整合性

我が国の子育て支援事業の制度設計が、厚生労働省(保育所・学童保育)と文部科学省(幼稚園・小学校)のいわゆる「二重行政」となっており、その縦割り行政の弊害は広く指摘されている。そこで、国は第2章1.(3)「幼児一体化の流れと子ども・子育て新制度」で記載のとおり、平成24年8月に子ども・子育て関連3法を公布し、幼保一体化による包括的・一体的な「子ども・子育て支援新制度」を創設した。

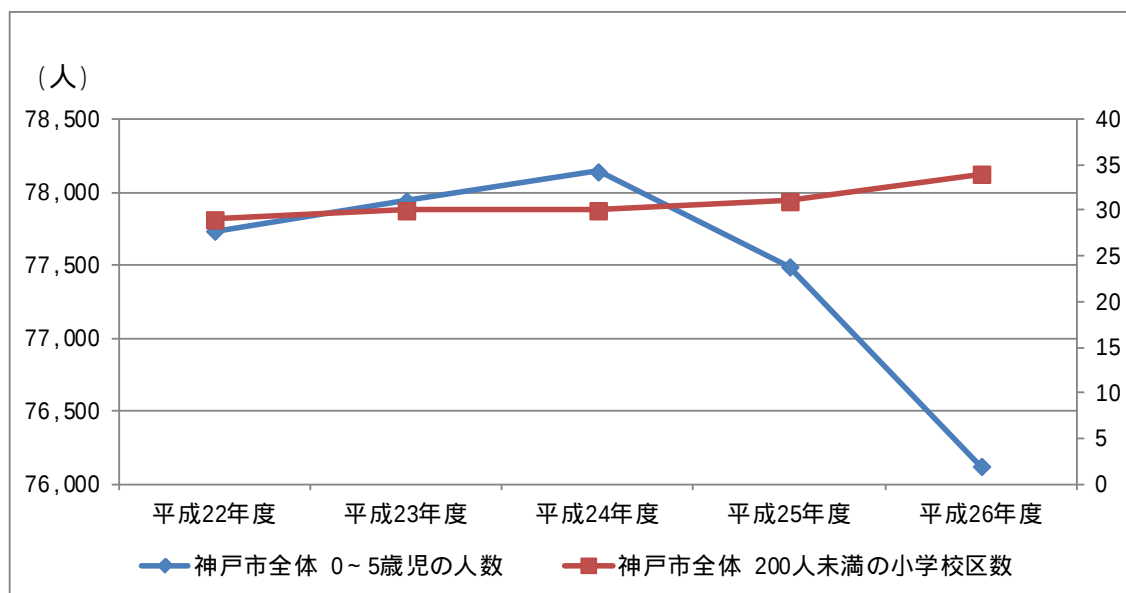
さらに、国は平成26年7月に文部科学省及び厚生労働省の連名で「放課後子ども総合プラン」を示し、共働き家族等のいわゆる「小1の壁」を打破し、厚生労働省が進めてきた「放課後児童クラブ」及び文部科学省が進める「放課後子供教室」を一体型として整備することを要請している。

神戸市としても、従来の「二重行政」の弊害を早期に払しょくし、より3Eの観点からの子育て支援事業を推進するかが喫緊の課題となっている。また、その課題解決の過程で昭和41年以降から神戸市が強化し、全国的に豊富な実績を蓄積してきた「児童館」のあり方についても、今後は国の「放課後子ども総合プラン」に沿った調整が迫られ、そのあり方について議論が必要となる。

少子化進行への適応

少子化傾向は顕在化しており、第2章2.(3)「神戸市の子どもの人数の推移と公立学校園の関係」で記載した以下のとおり、平成24年以降の0歳～5歳児の人数が大幅に落ち込んでいる。

<図表4-2> 神戸市における0～5歳児人数の推移及び200人未満の小学校区数の推移

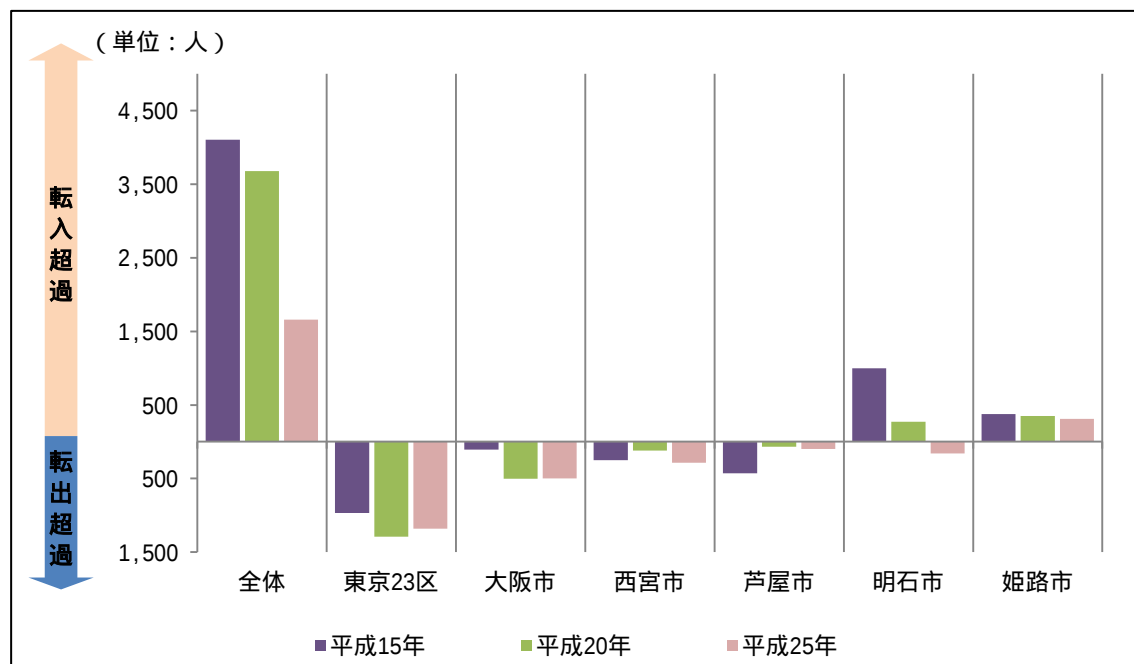


(注) 200人を6学年で除算すると33人となるため、簡便的に200人を下回る小学校区では1学年あたりの学級数は1学級以下となると想定し、ここでは200人未満を基準に小学校区を分類している。

出生率は20～39歳の女性人口と深く関連することから、主な転出先と見られる東京23区や、近隣の大阪市、西宮市、明石市等の動向も視野に入れた行政施策が必要となる。本文第2章 2.(1) の「神戸市の人口動向」で示した近隣都市の転入・転出状況の一部を再掲すると次のとおり、神戸市から特定地域への転出が増加している。

ここで重要な視点は、神戸市の少子化動向が9区で異なり、特に、阪神間の東灘区・灘区・中央区の市街地と、北区・垂水区・西区等の郊外としての地域特性に応じた子育て支援施策が、出生率に影響を与える20～39歳の女性にアピールできるかにある。その意味で、本庁の各部署が一体となって少子化対策に取り組むとともに、子育て事業での区役所の役割が従来以上に重要となる。

<図表4-3> 各都市との転入・転出の状況



また、少子化が進行する中で、児童の居場所を充足する民間サービス(学習塾、スイミングスクール、英会話、ダンス等)が提供され、私立幼稚園の園バス運行サービスも広がりを見せている。これら社会インフラの形成状況を踏まえ、行政施策の選択・集中を推進し、「公」でやるべきサービスを選択し、「民」で可能なサービスは「民」に移管する必要がある。

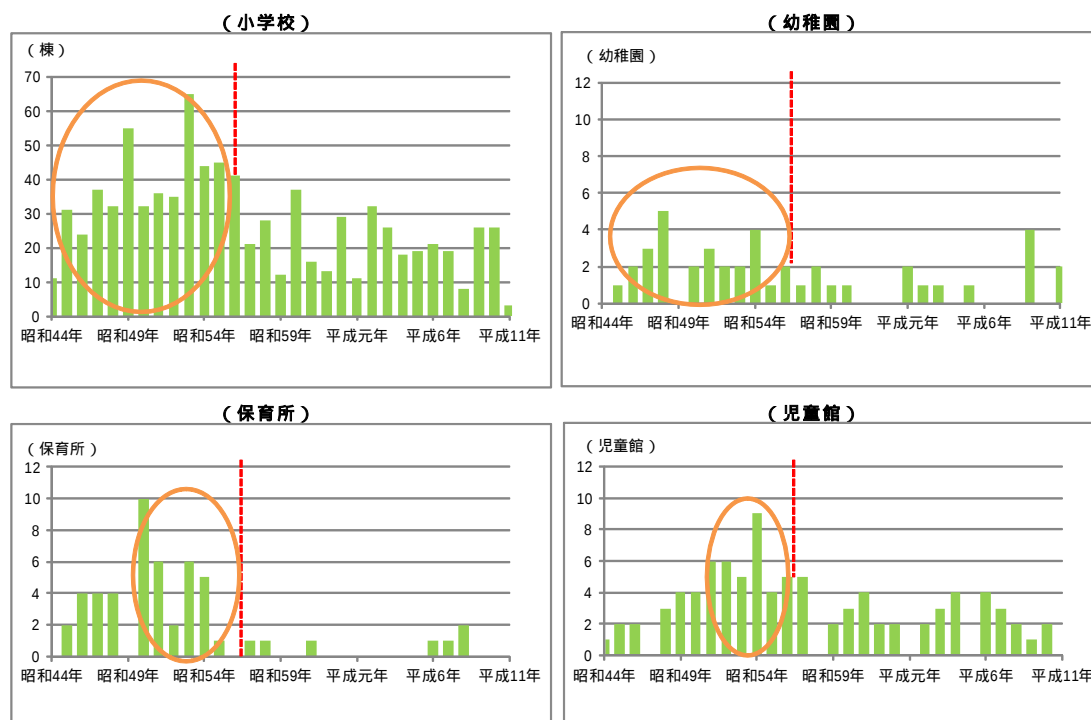
施設の老朽化への対応(ファシリティマネジメント)

子育て支援事業に係る保育所・幼稚園・小学校・児童館については、一定規模の施設に対する耐震工事はほぼ終了した。しかし、その施設のほとんどが昭和40年～50年代に施工されていることから、近い将来に大規模補修または建替が不可避の状態にあり、ファシリティマネジメントの視点から総合的な行政判断が必要とされる時期にある。

すなわち、これら老朽化した子育て関連施設は住宅地に隣接しており、その周辺住民の少子高齢化が急速に進んだ地域が多いことから、幼保小の統廃合に地域活性化を視野に入れた複合施設・再開発等の総合的な経営戦略が求められている。

上記の子育て支援事業に係る4施設の建物竣工年度を一覧にまとめると以下のとおりとなる

<図表4-4> 公立小学校・公立幼稚園・公立保育所公設児童館の竣工年度別施設数



(注) 赤の破線は耐震基準の改定のあった昭和56年を示している。

2. 総合意見

(1) 選択と集中

子育て支援事業において、少子化と施設の老朽化を視野に入れ、教育の質を優先した行政サービスの選択と集中が必要となる。

既存施設の有効利用

子育て支援事業の関連施設である保育所・幼稚園・小学校の周辺で、大きく人口の過疎と過密の両極化が進んでいる。過疎においては、例えば【意見40】に記載のように、4階建ての1棟がほとんど未利用で放置されている事例や、逆に過密においては【意見38】に記載のように、仮設校舎による臨時的な対応では不十分であると考えられる事例も散見される。

国は「放課後子ども総合プラン」で、平成31年度までに、全ての就学児童が放課後を安全・安心に全小学校区で過ごせるための具体的な目標を策定することを要請している。しかし、就学児童が過密な小学校区においては、手狭な小学校内に学童保育施設を新たに設置することや、老朽化した近隣児童館の利活用には一定の限界があると言わざるを得ない。よって、キャパシティが大きい小学校内の体育館・運動場・余裕教室等の施設を徹底的

に活用し、教育と学童保育を一体型で推し進めることが3Eの観点から必要とされる。そのために、放課後の小学校教職員(教育)と学童保育指導員(学童保育)の責任分担を明確にし、両者の連携体制の基盤整備を急ぐ必要がある。

統廃合の迅速性

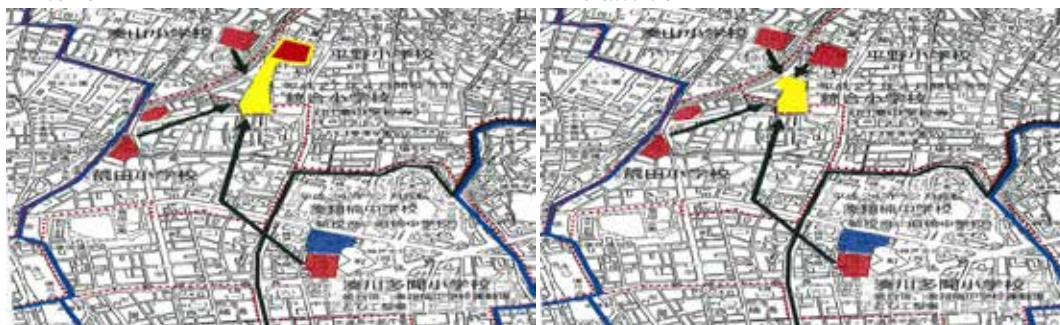
農村部・旧ニュータウンや一部の都市部での少子化傾向は避けがたいことから、地域活性化を視野に入れ、中長期の視点から公立幼稚園・小学校に中学校を加えた総合的な統廃合の方向性が示される必要がある。神戸市では平成22年4月に「神戸市立学校園のあり方懇話会報告」を公表しており、小規模学校園での「教育の質」や、老朽化施設のファシリティマネジメントの問題、さらに小・中学校の再編の進め方についても論点整理を行っている。少子化傾向のスピードは速く、学校園の統廃合の優先度は高いと言える。

しかし、【意見7】に記載のように、平成26年12月に公表された「子ども・子育て支援新制度後の市立幼稚園のあり方(案)」では、地域全体の取組に時間を要するとして、小規模学校園が存在する西北神等の公立幼稚園は当面の統廃合を見送るとしている。しかし、「教育の質」を改善し、高額な維持・運営費用(例えば、小規模学校園の園児1人あたり年間負担額が10百万円を超える。)を軽減させる手法として、園バスを利用した幼稚園統廃合は極めて有効な解決手段である。農村部・旧ニュータウンの高齢化や、行財政の切迫現状を直視し、地域活性化の視点を加え総合的な検討を加えた迅速な対応が望まれる。

統廃合の意思決定プロセス

【意見41】に記載したように、学校園の統廃合を意思決定するプロセスについても見直しが望まれる。平野小学校の事例では、4小学校2中学校にわたる大規模な統廃合であったとはいえ、当初計画が約6か月で見直しの検討が行われ、結果として地域住民の合意を得るまでに神戸市の道路部局・公園部局、更には兵庫県警察署との調整を必要とする事態となったことについて、現行の教育委員会を中心とする意思決定プロセスの見直しが必要である。変更後の統廃合計画は次のとおりである。

<図表4-5> 兵庫区北部東等学校群の4小学校の統廃合計画当初案、計画変更案
・当初案
・変更計画案



具体的には、「当初計画」(平野小学校を跡地とする案)が十分な資料に基づき十分に検討されたのか、また、計画変更(湊中学校を跡地とする案)に至る意思決定プロセスを説明する資料も十分とはいえない。

少子化と施設老朽化の進展により、今後、大規模な幼稚園・小学校・中学校を巻き込んだ統廃合が増加することになる。教育委員会は、「学校園の統廃合」と「その後の跡地利用」は切り離して検討すると主張するが、学校園の経済的価値や神戸市民の全体利益を勘案し、統廃合の意思決定プロセスの早い段階で、教育委員会以外の専門部署が参画し、地域住民を含めた仕組みでの学校園再編を検討・決定する仕組みが3Eの観点から必要と考える。

休廃校園施設の利活用

イ．公立幼稚園

【意見8】に記載の休園施設は、休園後も引き続き教育委員会で所管されている。しかし、少子化が進行する中で再開される可能性は低く、一部に園舎が撤去された更地状態で10年以上にわたり再利用の検討がされない事例(敷地時価125百万円)がある。長期化する休園施設については、定期的(例えば、3年経過)に教育委員会以外の部署によるチェックが行われる仕組みが望まれる。

【意見9】に記載した廃園についても、上記と同様に更地状態であるが隣接地との一体利用計画の遅れを理由に、未だ具体的な計画が作成されていない事例(敷地時価108百万円)がある。また、廃園とされた園舎が5階立て市営住宅の1階部を占め、商業施設や高齢者への利活用が見込める施設でありながら、文化財倉庫として使用されている事例(敷地時価210百万円)がある。廃園とされた施設の利活用についても、教育委員会が教育目的で使用しないことを判断した時点で、全市的な視点で検討がなされる必要がある。

ロ．小学校

【意見41】に記載した兵庫区北部東の小中学校再編で、平成21年5月に2小学校(湊山(敷地時価966百万円)、荒田(敷地時価1,085百万円))、平成23年11月に1小学校(平野(敷地時価636百万円))の廃校が教育委員会内で決定されている。しかし、跡地利用については3～5年が経過した平成27年1月時点で未検討の状態にあり、小学校施設の資産価値(合計額2,687百万円)が高いことから、廃校の跡地利用の迅速化、及び意思決定プロセスに関する仕組みについての見直しが望まれる。

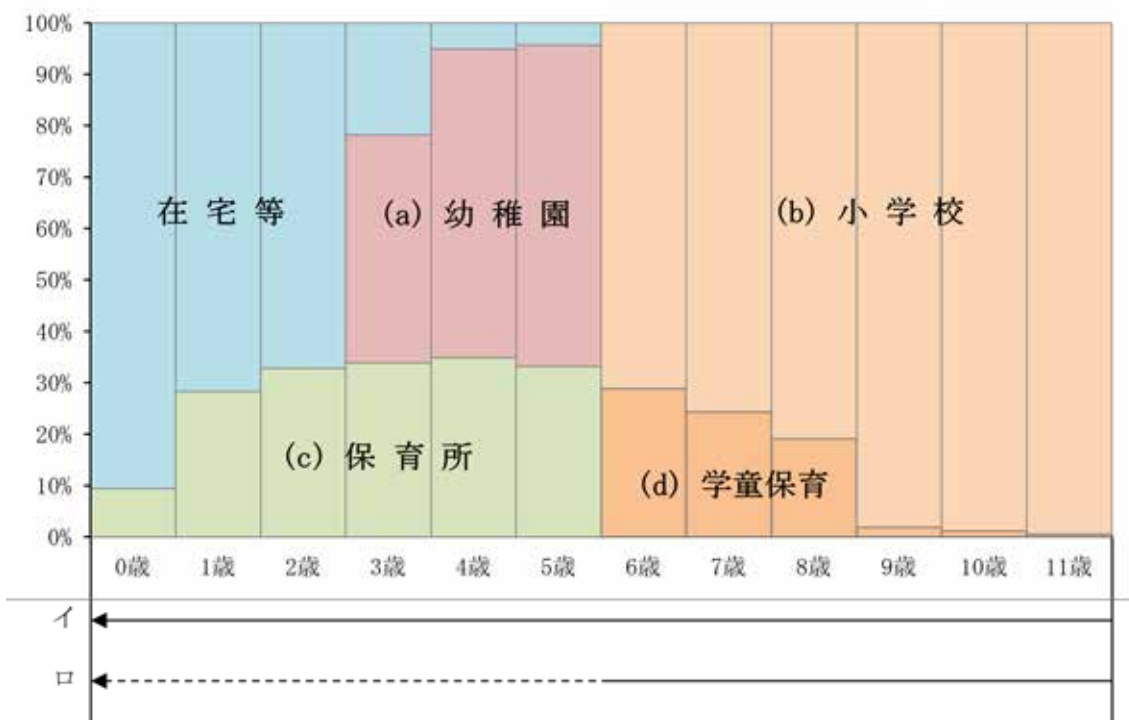
(2) 切れ目のない専門サービスと評価

多様化する子育て支援事業を効率かつ有効に行うには、行政サービスが切れ目なく提供される必要があり、その為に、各行政部署が持つ専門知識・ノウハウと情報が有効に活用される必要がある。

要支援児童への支援サービス

第3章8.「子育てについて行政の支援を必要とする児童について」で記載した、「いじめ」・「不登校」・「虐待」、さらに近時に増加している「発達障害」・「アレルギー」を加えた5項目について、これらを対象とする児童(以下、「要支援児童」という。)の居場所及び関連サービス部署を一覧的に整理する以下のとおりである。

<図表4-6> 要支援児童と居場所の関連イメージ



要支援児童に対しては、以下でみるように「教育」、「保育」、「保健・福祉」、「医療」の専門家が相互に連携し、切れ目ないサービスが包括的に提供される必要がある。ただ、国の縦割り制度の弊害で、各々が横断的に連携したサービスが提供されにくい状況にあり、神戸市も例外ではない。

これらを解決するには、連携が必要とされる各サービスラインのうち特定の部署がリーダー的機能を持ち、他の連携部署への関与を要請できる権限・責任に裏付けられる「仕組み」が必要である。

<図表4-7> 要支援児童と行政サービスの関連イメージ

		教育		保育		保健・福祉	医療
		(a) 幼稚園	(b) 小学校	(c) 保育所	(d) 学童保育		
イ	発達障害等	○	○	○	○		○
	アレルギー	○	○	○	○		○
	児童虐待	○	○	○	○		○
ロ	不登校					○	
	いじめ					○	

(注) : 主体的に関与
 ○ : 関与が中レベル
 : 関与の可能性あり

(d)学童保育は、(b)小学校と放課後の居場所で重複する。また、学童保育の施設である児童館は、就学前児童の居場所として重複する。

これら5項目の連携のあり方を、次の2つの類型に整理できる。

イ．保健・福祉部署が主体となる支援サービス

要支援児童のうち、「発達障害等」・「アレルギー」については、乳児期から幼児期に早期発見され適切な対応が望まれる。また、その後も、切れ目のない専門サービスが社会的に自立するまで繋げられる必要があることから、保健・福祉部署が継続して対応窓口となることが妥当と思われる。また、医療等の専門家によるサポートも不可欠であり、就学前の保育所・幼稚園及び就学後の小学校との連携が求められる。

次に「児童虐待」については、特に0～2歳での死亡率が高いことから、妊娠時から虐待のリスクある母親を保健師等の専門家が早期発見し、その後の保健・福祉サービスに繋げていく必要がある。その後も在宅を含め、保育所・幼稚園の各施設の専門家に情報が共有され、さらに小学校へ接続・連携される仕組みが望まれる。

ロ．小学校が主体となる支援サービス

「不登校」・「いじめ」は、小学校に就学した後で顕在化する事案であることから、小学校が第一義の主体となるものの、状況によって福祉部署や学童保育を担う部署との情報共有や連携が必要となる。また、子どもの成長における課題の端緒は就学前から認められることがあることから、必要に応じ専門家である保育士・幼稚園教諭や保健師等との就学前の情報交換が有用と思われる。

上記で言及したように、要支援児童に対し切れ目のない専門サービスを提供していくには、保健師・保育士・教員等の専門家を確保し育成していくことが重要であり、特に乳幼児期における保健師の役割は大きい。

連携成果の検証方法

神戸市の子育て支援事業は、「神戸っ子すこやかプラン」に基づいてPDCAサイクルに沿った行政マネジメントが行われる。その中で検証(Check)が年1回、市民・施設利用者等へのアンケート調査を実施し公表されている。しかし、その検証の指標とされる目標の多くがアウトプット指標(何をしたか)であり、本来のアウトカム指標(どのような成果があったか)となっておらず改善される必要がある。

具体的には、「神戸っ子すこやかプラン」では先の5項目に関連する目標数値で、「乳幼

児健診の受診率」や「地域子育て支援拠点ヶ所数」が掲げられているが、これらを実施(アウトプット)した結果、いかに発達障害や虐待等の予防・発見に繋げたかの成果(アウトカム)で検証・評価される必要がある。

先の5項目のアウトカム指標としては、次のものが挙げられる。

- ・ 「発達障害」と「アレルギー」は、専門知識の保護者への啓発が重要であることから、講演・研修の参加者数と満足度
- ・ 「虐待」は、発生件数と減少率
- ・ 「不登校」は、その児童数と減少率
- ・ 「いじめ」は、認知件数とその解消率

なお、行政マネジメントが納税者への説明責任を十分に果たすには、各区役所単位で上記5項目のアウトプット指標を比較して評価(経年比較・他区比較・目標比較)出来る内容で公表されることが必要である。

(3) 行政の役割とその補完

子育て支援事業は国・県・自治体の制度に基づき実施されるが、その役割を補完する関係機関や地域団体との連携・協働を進めていく必要がある。

所在不明児等

【意見28】に記載した保育所・幼稚園に通わない4～5歳児や、【意見29】に記載した乳幼児健診を受けていない児童については、虐待等の可能性が否定できず、神戸市として母子保健や児童手当等の関係部署や警察署等と連携し、虐待等の発見が進められている。

ただ、自治体が所在不明児等の調査で、全ての児童を「目視」するには制度上の制約や、マンパワーでの限界、さらには親の環境等での限界がある。よって、行政としての役割を補完する警察署等との連携を深めていくことで、所在不明児等の数を下げるためのPDCAサイクルを回していくことが望まれる。

民間団体の活用

【意見37】に記載したように、神戸市では地域住民・団体との広範な連携が行われている。ただ、その中には行政の本来業務であると思われる、要支援児童への支援サービスが含まれている。神戸市として、これらのボランティア活動を識別し、報酬支給等を含め、自治体として積極的に支援・助成することが望まれる。

戦後から培ってきた神戸市の婦人会・民生委員・自治会組織等の地域団体の高齢化が進んでいる。逆に、阪神淡路大震災以降は、ボランティア・NPO活動や、最近では地域に広く定着したコンビニエンスストア等の社会インフラを含め、これら民間組織と自治体がいかに協働していくかも重要な課題である。

行政が果たす役割を補完する民間組織に対し、各地域の特性に応じて包括的に連携・支援する柔軟な体制作りが必要である。

(4) 情報共有と区役所の役割

子育て支援授業は、教育・保育・福祉等の複数サービスを提供する専門部署が一体的にマネジメントされる必要があり、その前提とし「本庁」の教育委員会・こども家庭局・保健福祉局、及び「区役所」との情報交換と連携が組織的に実施される必要がある。

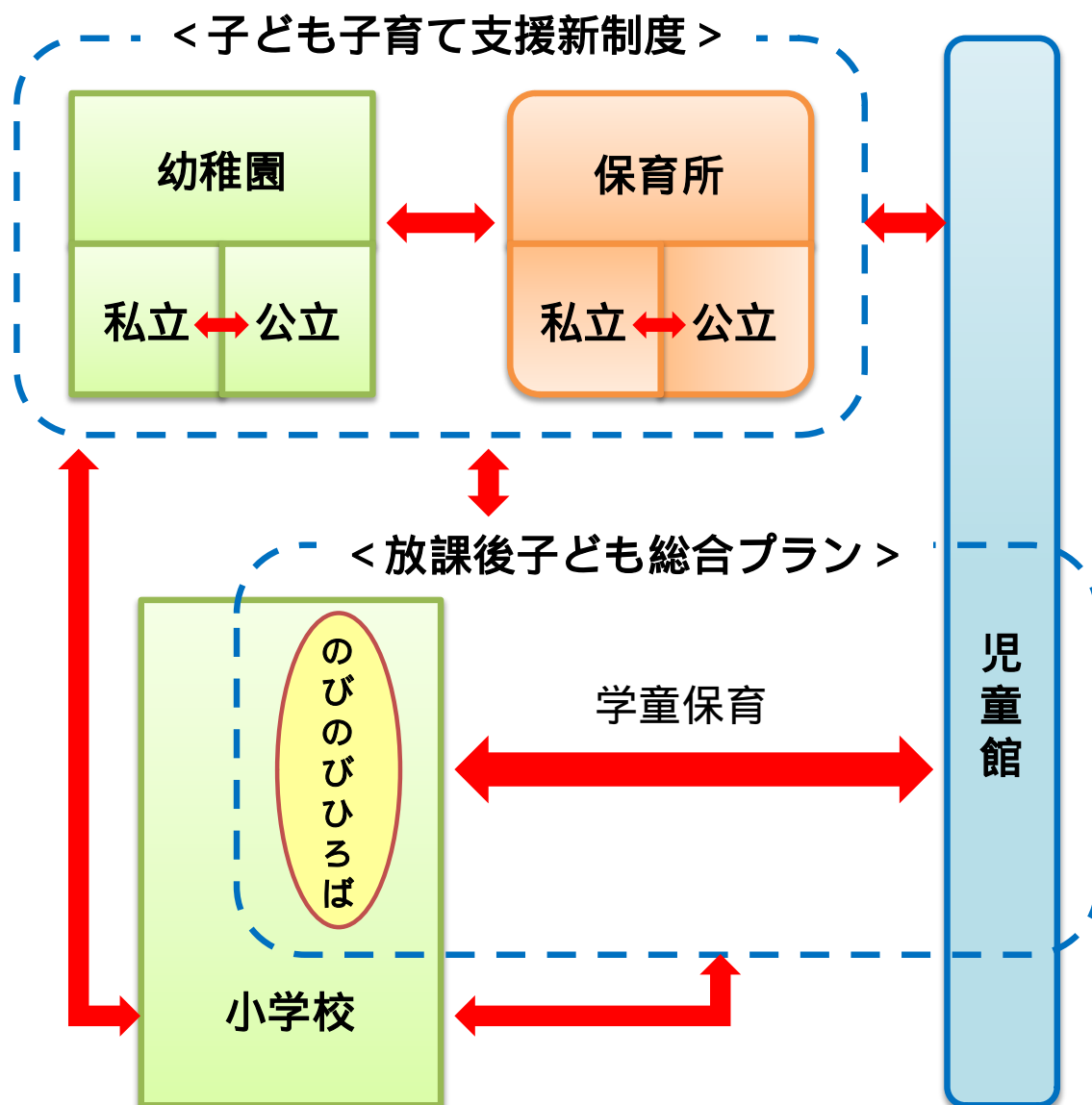
情報の共有

【意見3】に記載した公立施設の保育所・幼稚園で蓄積したノウハウや、【意見18～19】で記載した地域子育て支援センター、【意見21】に記載した総合児童センターの事業報告書、さらに【意見36】に記載した大学連携による知見情報等々は自治体の「経営資源」である。神戸市はこれらを、利用可能な情報・ノウハウとして子育て関係者と共有し、神戸市全体として子育て支援事業の質を維持・向上させることが必要である。

ただ、行政が保有する情報を取扱うに際しては、言うまでもなく、公文書や個人情報として特段の配慮が必要とされる。しかし、要支援児童の情報や、場合によっては要支援保護者に関する情報を有効に活用することで、保育士・教員・保健師等による問題事案の早期発見の端緒となる可能性があることから、情報共有・連携は重要な課題である。

子育て支援事業で、国の掲げる「子ども・子育て支援新制度」と「放課後子ども総合プラン」を効率かつ有効に実施していくためには、子育て関連施設に所属する専門家相互の情報共有は不可欠である。それをイメージ図で示すと以下のとおりとなる。

<図表4-8> 連携の概念図



特に、要支援児童については公立・私立を問わず、保育所・幼稚園・小学校・学童保育に関与する専門施設の4者間で良好なコミュニケーション(上図表で相互矢印で表示)が図れる環境作りが必要である。

なお、各施設の専門家が必要と認めた場合は、【意見33】に記載したように“親の同意”が得られなくとも要支援児童やいわゆるグレーゾーン児童の支援に有用な情報を相互に共有し、連携できる仕組み作りが望まれる。そのためには、各施設の専門家相互の信頼関係が十分に築かれる必要があり、例えば、各区または小学校単位で保育所・幼稚園・小学校・学童保育に係る施設・専門家が定期的集まる仕組み作りへの要望は強い。

また、地方公共団体は対象から除外されるが、「事業者の個人情報の適正な取扱いに関

する指針」(市民参画推進局長決裁)で、『児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき』は、本人(児童であって親でない)の同意を得ないで個人情報を取扱うとされている。要支援児童の支援において、行政として柔軟な対応が望まれる。

幼保小の情報連携をより有効に進めるために、「親の同意」が得られない要支援児童自身の個人情報の取扱いについて、「個人情報保護条例」及び「個人情報保護の手引き」の柔軟な解釈・運用が望まれる。

情報の周知

神戸市では、【意見13】で記載した病児・病後児保育施設や、【意見14～17】に記載したファミリー・サポート・センター、【意見25】に記載した青少年会館等の様々な行政サービスが準備されているが、その存在が広く認知されていない状況にある。「神戸っ子すこやかプラン」の毎年実施されるアンケート結果によると、行政サービスの認知度の改善が十分に達成されておらず、行政サービスに関する情報の周知においてPDCAサイクルを回す必要がある。

情報伝達ツールとして、広報・パンフレットの「紙媒体」から、より経済的で効率的な「インターネット」への利活用を促進させることが望まれる。そのために、行政ホームページの見易さを高め、アクセス件数での周知効果を検証することは有用であり、例えば、インフルエンザやノロウイルスが急速に流行した場合、病児・病後児保育施設の周知手段としてホームページやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等のインターネットを介した情報伝達は有効と思われる。

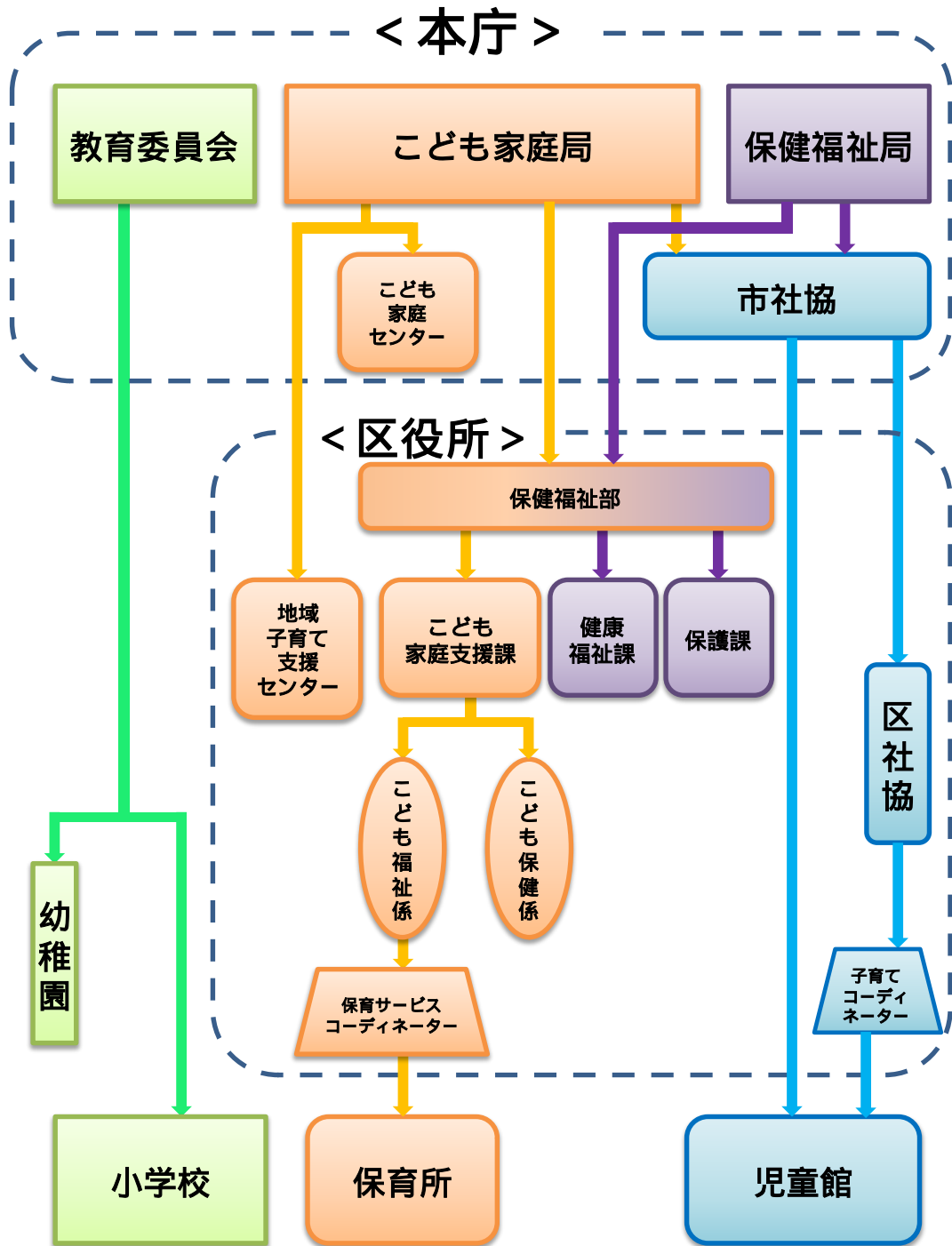
また、公民協働で期待されるファミリー・サポート・センター事業については、登録窓口を私立保育所・幼稚園に設置を求めることや、登録会員の増加に繋げるために協力会員・依頼会員への料金を柔軟に設定することも検討課題と思われる。

区役所の役割

【意見34】に記載したように、市民目線で区役所に行けば子育て支援サービスが包括的に説明されるワンストップとしての窓口の一本化が望まれる。第2章 4.(3)の「図表2-143」区役所と各関係機関の役割関連図で示したように、子ども支援事業の直接的な市民窓口である「こども家庭支援課」(区役所が所管)・「地域子育て支援センター」(本庁のこども家

庭局が所管)・区社協(市社協を介して本庁の保健福祉局が所管)の3者を統括する指揮命令系統が区役所には存在しない。これを本庁と区役所での系統を概念図で示すと以下のとおりとなる。

<図表4-9> 本庁と区役所との連携の概念図(簡略版)



現在、神戸市は各区に保育サービスコーディネーター・子育てコーディネーターを配置して対応しているが、属人的な対応には自ずと限界があり、組織的な対応が必要であり、

区役所窓口の一本化を図る等、区役所での「ワンストップ」なサービスが提供できるよう改善が求められる。

以上